

# 第五次紀の国薬物乱用防止五か年戦略

令和6年3月

(令和6年4月改訂版)

和歌山県薬物乱用対策推進本部幹事会

# 目次

## 1 はじめに

(1)これまでの経過	1
(2)本戦略の目的	1
(3)本戦略の期間	1

## 2 薬物情勢

(1)全国の薬物情勢	2
(2)和歌山県の薬物情勢	3

### (参考データ) 全国・和歌山県

.....	4
-------	---

## 3 現状を踏まえ、これからを見据えた課題

(1)青少年を中心とした大麻等に関する正しい知識の普及	5
(2)関係機関・団体との連携を通じた薬物の再乱用防止対策の強化	5
(3)関係機関の更なる連携による水際対策	5

## 4 戦略の目標

.....	6
-------	---

## 5 目標達成に向けた課題と具体的な取組等

【目標1】: 青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

課題	7
取組	
(1)学校における薬物乱用防止教育及び青少年に対する啓発の充実	8
(2)家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化	9
(3)広報・啓発の強化	13
数値目標	14

---

**【目標2】:薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止**

---

<b>課題</b>	.....	16
<b>取組</b>		
(1)薬物依存症者等への医療提供体制の強化	.....	17
(2)刑事司法関係機関等における社会復帰につなげる指導・支援の推進	.....	17
(3)地域社会における本人・家族等への支援体制の充実	.....	18
(4)薬物依存症に関する正しい理解の普及	.....	19
<b>数値目標</b>	.....	20

---

**【目標3】:薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止**

---

<b>課題</b>	.....	22
<b>取組</b>		
(1)薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携	.....	23
(2)暴力団等の国内薬物密売組織対策	.....	23
(3)巧妙化・潜在化する密売事犯への対応	.....	23
(4)薬物乱用者に対する取締りの徹底	.....	24
(5)未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等	.....	24
(6)麻薬、向精神薬をはじめとした医薬品全般に対する監督強化	.....	24
<b>数値目標</b>	.....	25

---

**【目標4】:水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止**

---

<b>課題</b>	.....	26
<b>取組</b>		
(1)密輸等に関する情報収集	.....	26
(2)薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築	.....	27
(3)水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底	.....	27
<b>数値目標</b>	.....	27

# 1 はじめに

## (1) これまでの経過

- 平成9年4月、政府において、国内における長期的な総合計画を策定することが申し合わされ、平成10年5月、「薬物乱用防止五か年戦略」が策定された。同戦略では、第三次覚醒剤乱用期の到来に対し、その早期終息に向けて緊急に対策を講ずるとともに、世界的な薬物乱用問題の解決に我が国も積極的に貢献することを基本目標とされた。
- 政府においては、その後も各戦略期における薬物情勢を踏まえ、4次にわたる戦略の策定が行われ、令和5年8月には「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が策定された。
- 本県においては、平成15年7月、政府の「薬物乱用防止新5か年戦略」が示されたことを受け、平成15年12月、和歌山県薬物乱用対策推進本部（以下「和歌山県本部」という。）において、「紀の国薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。同戦略では、第三次覚醒剤乱用期の一刻も早い終息に向けて総合的に対策を講ずることを基本目標とした。
- 和歌山県本部においては、その後も政府の戦略と本県の薬物情勢を踏まえ、これまで3次にわたる戦略を策定してきた。
- 今回、令和5年8月に策定された「第六次薬物乱用防止五か年戦略」と本県の薬物情勢を踏まえ、新たな戦略を策定することとした。

## (2) 本戦略の目的

- 本戦略は、刻一刻と変化する薬物情勢に対し、県内の関係機関・団体が連携の下、総合的な対策を講ずることにより、薬物乱用の根絶を図ることを目的とする。

## (3) 本戦略の期間

- 本戦略は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

### [政府戦略と本県戦略の策定経過]

策定年月	政府戦略	策定年月	本県戦略
平成10年5月	薬物乱用防止五か年戦略	-	-
平成15年7月	薬物乱用防止新五か年戦略	平成15年12月	紀の国薬物乱用防止五か年戦略
平成20年8月	第三次薬物乱用防止五か年戦略	平成21年1月	紀の国薬物乱用防止新5か年戦略
平成25年8月	第四次薬物乱用防止五か年戦略	平成26年3月	第3次紀の国薬物乱用防止五か年戦略
平成30年8月	第五次薬物乱用防止五か年戦略	平成31年3月	第四次紀の国薬物乱用防止五か年戦略
令和5年8月	第六次薬物乱用防止五か年戦略	令和6年3月	第五次紀の国薬物乱用防止五か年戦略

※令和6年4月に和歌山県が組織改正を行ったことから、同月改訂を行った。

## 2 薬物情勢

### (1) 全国の薬物情勢

- 全国における薬物事犯全体の検挙人員は、令和4年では12,621人で、平成30年の14,322人と比較すると減少している。  
(全国の数値については、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ 令和5年8月 薬物乱用対策推進会議から抜粋。以下同じ。)
- 覚醒剤事犯は、薬物事犯の中で最も多くの割合を占めていたが、近年は減少傾向である。  
令和4年の覚醒剤事犯の検挙人員は6,289人と、第三次覚醒剤乱用期のピーク時(平成9年の覚醒剤事犯の検挙人員:19,937人)と比較すると3分の1程度まで減少しており、政府が継続して行ってきた継続して行ってきた対策が着実に成果を挙げている。
- 危険ドラッグについては、徹底した対策を講じた結果、販売店舗を平成27年7月に全滅させることができたものの、再び増加している。また、危険ドラッグ事犯(医薬品医療機器等法違反)の検挙人員も、平成27年の1,040人をピークに減少傾向に転じ、令和3年は130人まで減少したが、令和4年は275人と再び増加に転じている。
- 大麻事犯の割合は、近年大きく増加している。平成30年には3,762人であった大麻事犯の検挙人員が、令和3年には5年連続で過去最多となる5,783人となり、令和4年は5,546人と減少したものの依然高止まりの状況が続いており、大麻乱用期の渦中にあると言える。中でも、令和4年については、その約7割にあたる3,840人が30歳未満であり、若年層を中心に大麻の乱用が拡大している。  
また、乱用形態については、従来の植物片以外にも、有害成分を濃縮・抽出した大麻ワックス・大麻リキッド等と呼ばれるものも国内各地で押収されており、様々な形態への変化が見られる。
- 麻薬・向精神薬事犯の検挙人員は783人であり、平成30年度の528人と比較すると5割程度増加している。  
また、睡眠導入剤などの医療用途で流通している向精神薬については、過量服用(オーバードーズ、OD)をはじめとする乱用事案に加えてその悪用による凶悪犯罪等が発生している。
- 薬物の再犯者率は、他の犯罪と比較し依然として高く、特に覚醒剤事犯にあっては令和4年の再犯者率が67.7%と増加の一途をたどっているが、検挙人員数は総人員、初犯者、再犯者のいずれも減少傾向にある。

- 薬物の密輸入事犯の検挙人員は、令和4年では443人で、平成30年の374人と比較すると増加している。

## (2) 和歌山県の薬物情勢

- 本県における薬物事犯全体の検挙人員は、令和4年では174人で、平成30年の185人と比較すると全国と同様、若干減少している。(和歌山県の検挙人員数は和歌山県警察より提供。以下同じ。)
- 覚醒剤事犯の検挙人員は、令和4年は81人と平成30年の147人から大きく減少し、本県の薬物事犯全体の46.6%まで減少した。
- 危険ドラッグ対策については、平成24年12月に和歌山県薬物の濫用防止に関する条例を制定し、本県独自の知事監視製品(※)制度などによる規制を行った。  
その結果、平成26年3月に本県にあった危険ドラッグ販売店舗をすべて閉店に追い込むことができた。  
しかし、依然としてインターネットでの販売が確認されており、最近ではSNSや仮想通貨なども利用されるなど巧妙化や潜在化が進んでいる。

### ※知事監視製品とは

お香などと称し身体に使用しないものとして販売されているが、興奮、幻覚、陶酔等の作用を及ぼすことがインターネットのホームページに掲載されるなど、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるもの。

- 大麻事犯は、全国同様大きく増加している。平成30年には36人であった大麻事犯の検挙人員が、令和4年には80人まで増加しており、本県の薬物事犯全体の46.0%と、大麻と覚醒剤の検挙人員数がほぼ同数となっている。
- 覚醒剤の再犯者率は、全国同様、本県でも他の犯罪に比べ高い水準にあり、令和4年は69.1%と、平成30年の74.1%より減少しているものの、全国平均の67.7%を上回っている状況である。  
なお、和歌山県においても検挙人員数は総人員、初犯者、再犯者のいずれも減少傾向である。

## (参考データ) 全国・和歌山県

① [全薬物] 事犯検挙人員(人) ※『⑥薬物乱用防止教室の開催状況(%)』のみ「年度」表記とし、それ以外は「年」表記

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
【全国】	13,292	13,437	13,887	13,841	14,019	14,322	13,860	14,567	14,408	12,621
【和歌山】	169	186	174	165	184	185	155	174	168	174

② [覚醒剤] 事犯検挙人員(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
【全国】	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289
(うち少年)	125	94	119	136	93	98	97	99	115	103
【和歌山】	150	151	140	135	130	147	109	91	115	81
(うち少年)	0	1	1	1	1	0	3	1	2	3

③ [覚醒剤] 事犯における再犯者率(%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
【全国】	62.8	64.5	64.6	64.9	65.5	65.9	66.0	68.6	66.9	67.7
【和歌山】	80.0	81.5	74.3	79.3	76.9	74.1	88.1	75.8	74.0	69.1

④ [大麻] 事犯検挙人員(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
【全国】	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546
(うち少年)	61	80	144	211	301	434	615	899	1,000	917
【和歌山】	11	21	26	19	48	36	40	76	66	80
(うち少年)	1	1	5	1	9	2	4	18	23	22

⑤ [危険ドラッグ] 事犯検挙人員(人)

(医薬品医療機器等法違反)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
【全国】	549	1,040	826	653	383	183	140	130	275
(うち少年)	18	28	10	2	1	1	2	3	17
【和歌山】	10	4	1	2	0	0	0	0	0
(うち少年)	1	1	0	1	0	0	0	0	0

⑥ 薬物乱用防止教室の開催状況(%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
【全国】	小学校	67.1	72.3	76.4	77.3	79.1	78.6			70.7	75.5
	中学校	82.8	88.3	89.2	91.0	91.0	90.6			82.0	86.0
	義務教育学校				100.0	83.3	91.0				87.2
	高等学校	81.3	83.6	84.7	86.3	86.4	85.8			78.0	82.5
【和歌山】	小学校	69.8	69.2	68.0	65.6	71.0	67.4			66.5	63.8
	中学校	64.7	67.9	74.8	72.9	78.0	84.0			79.2	82.3
	義務教育学校					100.0	100.0			100.0	100.0
	高等学校	63.5	77.5	76.9	78.0	82.5	73.2			71.4	78.0

①～⑤の出典：(全国)警察庁、厚生労働省、海上保安庁(厚生労働省集計)調べ

(県)警察本部刑事部組織犯罪対策課 調べ

⑥の出典：文部科学省

## 3 現状を踏まえ、これからを見据えた課題

### (1) 青少年を中心とした大麻等に関する正しい知識の普及

近年、問題となっている大麻事犯については、インターネット上で「有害性がない。」などの誤った情報が溢れ、海外で大麻の所持・使用を合法化する国が現れていることなどから、他の薬物と比較し大麻に対する危険性の認識が低く、乱用が拡大していると推測している。

一方、予防教育の中心である本県の薬物乱用防止教室の開催率は全国と同様、平成30年度と比較すると新型コロナウイルス感染症の影響により低下しており、100%には至っていない。

このような状況を踏まえ、学校での薬物乱用防止教室の開催を徹底するとともに、より効果的な媒体を活用し、青少年を中心に薬物の危険性を啓発するなど、正しい知識の普及を図る必要がある。

### (2) 関係機関・団体との連携を通じた薬物の再乱用防止対策の強化

本県の覚醒剤の再犯者率は、全国平均より高い水準で推移しており、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題である。薬物依存症からの回復及び社会復帰の支援については、関係機関で緊密に連携することはもちろんのこと、回復支援施設等の民間団体との連携や薬物問題に悩む家族などへのきめ細かい支援を実施していくことが必要である。

### (3) 関係機関の更なる連携による水際対策

訪日外国人数は、新型コロナウイルス感染症拡大によりここ数年大きく減少したものの、令和5年に出入国の規制が緩和されたことから、今後大きく増加することが見込まれる。本県においても、貨物への隠匿や訪日クルーズ船による薬物等の国内持込事犯の発生する可能性があり、船内等水際での検索強化や薬物密売組織等に対する取締りを徹底していく必要がある。



## 4 戦略の目標

本戦略を推進するにあたり、政府の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」で示された5つの目標のうち、和歌山県本部を構成する関係機関・団体の取組と密接に関係する以下の4つを目標に設定し、和歌山県本部の下、関係機関・団体が連携し、各目標の達成に向けた取組を実施する。

---

**【目標1】**：青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

**【目標2】**：薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

**【目標3】**：薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

**【目標4】**：水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

---

### ※数値目標について

数値目標については、戦略の実効性をより高めること、戦略期間満了時の取組評価をより客観的に実施することを目的に、取組ごとに設定している。

ただし、数値目標がなじまない取組には、設定をしていない。

# 5 目標達成に向けた課題と具体的な取組等

## 【目標1】：青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による 薬物乱用未然防止

### 課 題

○ 薬物には、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどさまざまなものがあり、乱用される物質やその形態も変化していく。

特に、大麻については、近年、従来の植物体以外にも、有害成分を濃縮・抽出した大麻ワックス、大麻リキッド等が国内各地で押収されている。

○ 大麻については、インターネット上で「有害性がない。」などの誤った情報が溢れ、また、海外で大麻の所持・使用を合法化する国が現れていることなどから、他の薬物と比較し大麻の危険（有害）性の認識が低い。

また、警察庁の資料によると、20歳未満の大麻乱用者の初めて使用した実態として、8割以上の者が「好奇心・興味本位」や「その場の雰囲気」といった動機で使用している。

これらの現状を踏まえ、今後、青少年を中心に大麻等の薬物の危険性・有害性等について、科学的知見に基づき、正しい知識の啓発を進めていく必要がある。

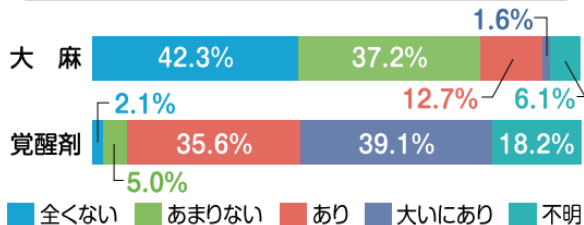


[大麻リキッド]

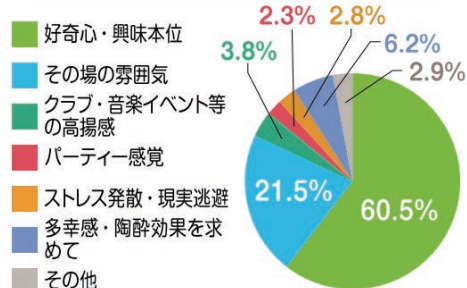


[大麻ワックス]

大麻及び覚醒剤に対する危険（有害）性の認識の比較



大麻を初めて使用した動機（20歳未満）



令和4年の一定時期に大麻取締法違反で検挙された者のうち、違反態様が単純所持のものを対象に調査を行い、都道府県警察から回答を得たデータを集約した結果

出典：「薬物乱用のない社会を 令和5年度」 警察庁

- 若いうちに薬物の正しい知識を身につけさせるには、学校での薬物乱用防止教室等が重要である。本県の薬物乱用防止教室の開催率は全国と同様、平成 30 年度と比較すると新型コロナウイルス感染症の影響により減少しており、100%には至っていない。
- 乱用される薬物はめまぐるしく変化しているため、学校で指導する教職員や薬物乱用防止教室を行う講師等に対して最新かつ正確な情報を提供するとともに、より効果的な指導方法を習熟してもらう必要がある。
- 青少年への薬物乱用防止対策として、日頃から青少年と関わりが深い関係機関等で、密接に連携・情報共有を行うことが重要である。
- 喫煙など他の非行行為や、SNS などのインターネットを通じた出会いなどが契機となり、薬物乱用に至ることがあるため、青少年やその保護者に対し周知啓発を実施するとともに、相談・援助できる体制を整備することが必要である。
- 青少年による薬物乱用を防止するためには、学校教育のみならず、家庭・地域社会が一丸となり、薬物乱用未然防止のための周知啓発を実施する必要がある。

以上を踏まえ、以下の取組を講ずることとする。

#### 【取組項目】

- (1) 学校における薬物乱用防止教育及び青少年に対する啓発の充実
- (2) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化
- (3) 広報・啓発の強化

#### 取 組

##### (1) 学校における薬物乱用防止教育及び青少年に対する啓発の充実

###### ●学校医、学校歯科医、学校薬剤師の活用

喫煙が薬物乱用への契機となることが多いことから、学校において効果的に喫煙防止教育を実施するため、学校医は喫煙が心身の健康に及ぼす影響について、学校歯科医は喫煙が歯・口腔の健康に及ぼす影響について指導に参画する。

学校薬剤師については、喫煙防止教育だけではなく、薬物乱用防止教育等の講師として参画する。

さらに、各学校で開催している学校保健・安全委員会において、多様化・複雑化する児童生徒の健康課題解決のため、それぞれが専門的な立場から情報を提供する。

(和歌山県教育庁学校教育局教育支援課)

●学校医の活用

薬物乱用の始まりは、喫煙を契機とすることが多い。喫煙防止等に関する一部の郡市医師会の取組を各地域へ広げることができるよう進める。

(一般社団法人和歌山県医師会)

●学校保健委員会等への情報提供

学校から依頼があった場合に、学校歯科医が薬物摂取・喫煙による歯・口腔の健康被害について、児童生徒や学校保健委員会に情報提供を行う。

(一般社団法人和歌山県歯科医師会)

●学校における薬物乱用防止教室への講師派遣

県内の各薬剤師会において小学校、中学校、高等学校の依頼により薬物乱用防止講演活動を行う。

また、学校薬剤師による薬物乱用防止教室の実施を増やせるよう、その講師に携わる学校薬剤師の養成とその質の向上を目指す。

(一般社団法人和歌山県薬剤師会)

●キッズサポートスクールの開催

小学校2, 5年生及び中学生1年生に対し、警察官OB等によるキッズサポートスクール(非行防止教室)を開催し、その機会において、薬物の有害性・危険性についても指導し、規範意識の醸成を図る。

(和歌山県警察本部生活安全部少年課)

●フィルタリングの普及啓発

携帯電話販売店への立入調査を通じてフィルタリング設定を推奨するよう働きかけ、青少年による違法薬物等の有害情報へのアクセスを防止する。

(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)

●青少年センターによる薬物乱用防止教室の開催

青少年の薬物乱用防止を効果的に実施するために、青少年センターが各地域の実情に応じた教室を開催する。

(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)

●啓発用パンフレット等による児童への指導

主にぐ犯や触法を主訴として一時保護所へ入所となった児童に対し、必要に応じ薬物乱用防止の啓発用パンフレット等により指導を行う。

(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)

●県児童相談所における相談の実施

指導の中で、喫煙等の行為が確認された児童生徒に対しては、喫煙、薬物乱用等の害について資料等を用いて説明し、指導事項の中で、喫煙、薬物乱用等に対しての指導を行う。

(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)

●公立学校における薬物乱用防止教室開催の推進

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における薬物乱用防止教室の開催を推進する。特に、中学校・高等学校に対しては毎年必ず1回は開催するよう指導を徹底する。

(和歌山県教育庁学校教育局教育支援課)

●私立中学・高等学校への周知

私立学校に対しては、児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、薬物乱用防止教育の更なる推進及び啓発に努める。具体的には、薬物乱用防止啓発読本等を配布し、薬物乱用防止教育の充実に向けて周知等を行う。

(和歌山県企画部企画政策局文化学術課)

●国立学校における薬物乱用防止教室開催の推進

国立の小学校、中学校における薬物乱用防止教室の開催を推進する。特に、中学校に対しては、毎年必ず1回は開催するよう働きかけを徹底する。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

●大学生や専門学校生に対する啓発

大麻事犯で検挙される30歳未満の割合は大麻事犯全体の7~8割を占め、全国において大学生や専門学校生の検挙も相次いでいることから、大学や専門学校の学生を対象とした啓発を行う。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

●講師の派遣や啓発資材等の提供

薬物乱用防止教室等の開催に対し、要請に応じて薬物乱用防止指導員等の講師の紹介・派遣や教材提供を行い、児童生徒等に対する薬物乱用防止の啓発を推進する。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

●街頭補導活動の強化

関係機関・団体の更なる連携強化を図り、効果的な補導活動に取り組む。

(和歌山県警察本部生活安全部少年課)

- 保健所、青少年センター等との連携強化  
保健所、青少年センターとの連携を強化し、喫煙、シンナー吸引などの非行歴のある児童・生徒についての指導を実施する。  
(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)
- 学校・警察・少年センター連絡協議会の開催  
定期的に行っている学校・警察・少年センター連絡協議会において、薬物乱用の実態等について紹介するとともに、密に連絡を取り合って情報共有を行い、それぞれの機関の活動の活性化を図る。  
(和歌山県警察本部生活安全部少年課)
- 少年補導員等に対する薬物乱用状況や乱用薬物に係る教養の実施  
少年補導員や少年指導委員・学生サポーター等の少年警察ボランティアに対し、薬物の有害性・危険性についての情報提供を行い、薬物乱用少年の早期発見に繋がる視点の育成を行う。  
(和歌山県警察本部生活安全部少年課)
- 少年保護関係機関会議における情報交換・連携  
少年保護関係機関会議（年1回開催）を通じて、青少年の薬物乱用防止活動、乱用者の立ち直り・更生活動等について、情報交換・連携を図る。  
(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)
- 指導者、教職員等に対する研修会の実施  
スマートフォンやパソコンを介し、児童生徒と薬物が容易につながる可能性があるため、教職員及び薬物乱用防止教室等の指導者を対象に依存症予防教育と関連付け、研修を行い、効果的な指導の充実を図る。  
(和歌山県教育庁学校教育局教育支援課)

## (2) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化

- 社会を明るくする運動における啓発活動  
保護観察所や関係団体による社会を明るくする運動における街頭啓発活動や関連する行事と連携し、啓発活動を実施する。  
(和歌山保護観察所)
- 関係機関等との街頭における啓発活動  
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動にあわせ、関係機関等が連携して薬物乱用防止啓発活動を実施する。  
(大阪税関和歌山税関支署、和歌山海上保安部、田辺海上保安部、和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

- 県内の各薬剤師会における住民への健康相談活動での薬物乱用防止啓発活動  
「薬と健康の週間」を中心に、各薬剤師会での取組の中で啓発活動を実施する。  
(一般社団法人和歌山県薬剤師会)
  
- 薬物乱用防止キャンペーンの実施  
毎年 6～7月の「薬物乱用防止広報強化期間」に先駆けて 5 月末頃に行う、薬物乱用防止キャンペーンについて、関係機関・団体と連携し、中学生や学生サポーター等の協力も得て街頭キャンペーンを実施する。  
(和歌山県警察本部生活安全部少年課)
  
- 関係機関との連携及び周知啓発活動  
関係機関と連携し、薬物乱用に対する同じ目標を常に持ち、周知啓発活動を実施する。  
(和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)
  
- 街頭キャンペーン等による啓発活動  
「薬物乱用防止のための指導指針に関する宣言」(国連薬物乱用防止根絶宣言) 支援事業として行われる「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月 20 日～7月 19 日)を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」(4月～6月)、「社会を明るくする運動」(7月)、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」(10 月～11 月)等において、青少年に対し、薬物乱用の危険性・有害性について啓発活動を実施するとともに、青少年育成関係者に対し、薬物乱用防止のための指導方法等について啓発する。  
(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)
  
- 和歌山県薬物乱用防止指導員及び薬物乱用防止指導員協議会による啓発活動の充実  
県が依頼する県内約 320 名の薬物乱用防止指導員(令和 6 年 3 月 31 日現在)に、地域の実態に応じ、ミニ集会、講習会の実施、街頭・店舗における啓発等を計画的に実施してもらう。  
また、各薬物乱用防止指導員の自主的な啓発活動を推進するため、各地区の総会等で活動目標等について検討する機会を設ける。  
(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)
  
- 薬物乱用防止に関わる指導員・指導者の資質向上  
薬物乱用防止に関わる指導員・指導者に対して講習会を実施し、指導員・指導者がそれぞれの立場で効果的に薬物のおそろしさを啓発できるような最新かつ正確な情報を提供する。  
(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

●わかやま法務少年支援センターでの相談実施

研修会出席者や当所参観者などに対して、わかやま法務少年支援センターの広報活動を実施する。

(和歌山少年鑑別所)

(3) 広報・啓発の強化

●「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への協力

労働局・各労働基準監督署・各ハローワークの庁舎内へポスターを掲示し、広く利用者に啓発を実施する。

(和歌山労働局)

●支局構内でのポスター等掲示及び各協会や所管事業者への働きかけ

支局構内でのポスター掲示による啓発活動は引き続き行いつつ、事業者査察等営業所を訪問する際にも、合わせて薬物乱用防止について周知を行う。

(近畿運輸局和歌山運輸支局輸送監査部門)

●社会教育関係団体等への働きかけ

「ダメ・ゼッタイ。」普及運動や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について、各PTA連合会や公民館連絡協議会等の社会教育関係団体に周知し、啓発活動を実施するよう働きかける。

(和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課)

●インターネット等を活用した啓発

県広報誌・広報番組などの広報媒体や、インターネットの中でも30歳未満の若年層の利用率が高いSNS等を活用し、効果的な啓発を行う。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

●薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見等に基づいた知識の普及

薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見や薬物情勢を関係機関と共有するとともに、その内容を反映させた教材やパンフレット等を作成し、薬物に対する正しい知識を普及する。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)



## 数値目標

(近畿運輸局和歌山運輸支局輸送監査部門)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
支局内外での関連団体及び管轄事業者への啓発活動	3回 (令和 5 年度)	3回	

(和歌山県教育庁学校教育局教育支援課、和歌山県企画部企画政策局文化学術課、  
和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
中・高等学校での薬物乱用防止教室の開催率	中学:82.4% 高校:78.0% (令和 4 年度)	すべて 100%	すべての中・高等学校で薬物乱用防止教室を開催

※教育支援課は公立学校、文化学術課は私立学校、薬務課は国立学校をそれぞれ担当

(和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
社会教育関係団体への各種啓発運動実施の周知回数	9回 (令和 5 年度)	9回	社会教育関係団体数

(和歌山県教育庁学校教育局教育支援課)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
教職員及び薬物乱用防止教室等の指導者を対象とした研修会の実施回数。	2回 (令和 5 年度)	1回	指導者、教員等の指導力の向上のため毎年必ず実施

(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
連絡協議会の開催回数	12回 (令和 5 年度)	定例 12 回の連絡協議会に加えて必要に応じて随時開催	個々の状況に合わせた情報共有を実施するため

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
薬物乱用防止に携わる指導員・指導者の 資質向上に関する講習会の実施回数	9回 (令和 5 年度)	9回	薬務課、県立保健所(支所)ご とに1回/年。継続した実施を重視
薬物乱用防止指導員の啓発実施回数	332回 (令和 4 年度)	400回	和歌山県薬物乱用防止指導員の 定数

## 【目標2】：薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

### 課 題

- 本県の覚醒剤の再犯者率は、検挙人員数が減少傾向にあるものの全国平均より高い水準で推移しているため、引き続き再乱用防止対策に取り組んでいく。
- 薬物依存症の治療を専門とする医療機関が県内になく、また民間支援団体や自助グループ等についても、和歌山市内に偏在している。
- 薬物依存症者は薬物以外の依存症の問題を抱えている場合もあり、薬物を含めた他の依存症者を支援する相談機関間の連携が必要であるが、そのネットワークが十分に構築されていない。
- 薬物依存のある保護観察対象者は、今後、更に増加すると予想されており、指導・支援体制の充実を図る必要がある。
- 薬物乱用者の再乱用の防止にあっては、薬物を使用しないように指導することに加え、刑事施設等入所中から保護観察を経て地域移行に至るまで、継続的かつ長期的な指導・支援が必要である。
- 薬物乱用者の再乱用を防止するための支援にあっては、各関係機関・団体の相互の信頼関係が必要であり、それぞれの関係機関・団体が互いの取組を把握し、機能的な役割分担を行い、良好な連携体制を構築する必要がある。
- 薬物依存症には適切な治療と支援が必要なことを、薬物乱用者やその家族に対し、様々な機会を通じて周知し、支援につなげる必要がある。

以上を踏まえ、以下の取組を講ずることとする。

#### 【取組項目】

- (1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化
- (2) 刑事司法関係機関等における社会復帰につなげる指導・支援の推進
- (3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実
- (4) 薬物依存症に関する正しい理解の普及

## 取組

### (1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

#### ● 依存症専門医療機関の選定

依存症専門医療機関の選定要件となる医師及び看護師等のコメディカルの専門研修受講を働きかけ、薬物の依存症専門医療機関の選定につなげる。

(和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課)

### (2) 刑事司法関係機関等における社会復帰につなげる指導・支援の推進

#### ● 薬物依存離脱指導の必要な受刑者に対する指導の実施の継続及びプログラム内容の一層の充実

令和5年度に引き続き、講義、グループワーク等での指導を実施し、大麻事犯者に対し法務省から提供された大麻に関する補助教材を活用して充実した指導を実施する。

(和歌山刑務所)

#### ● 薬物事犯受刑者に対する民間団体や関係機関の活動等に関する情報提供

令和5年度に引き続き、関係機関と連携し、出所後のサポート資源について受刑者に情報を提供する。

(和歌山刑務所)

#### ● 薬物事犯対象者に対する指導・支援体制の充実

県精神保健福祉センターの一層の協力を得ながら、薬物再乱用防止プログラムによる指導及び回復支援の体制の充実を図る。

(和歌山保護観察所)

#### ● 地域社会と連携した社会復帰支援体制の強化

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、地方自治体、医療、福祉機関等との一層の連携を図る。

(和歌山保護観察所)

#### ● 更生保護施設における社会復帰支援体制の充実

刑の一部猶予対象者等の薬物依存のある保護観察対象者の受入促進や、当該施設での薬物依存から回復するための支援体制の充実を図る。

(和歌山保護観察所)

#### ● 薬物事犯対象者に対する指導の充実及び家族への援助の強化

保護観察所や和歌山刑務所など薬物関連の支援機関と連携して、薬物事犯者やその家族に対し、精神保健福祉センターや地域の保健所における相談支援体制について紹介し、当事者や家族が円滑に地域支援に繋がることができるように努める。

(和歌山県精神保健福祉センター)

●薬物乱用者やその家族に対する回復支援施設等に関する情報提供

即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを未決勾留中に配布・貸与する。

(和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

(3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

●わかやま法務少年支援センターでの相談実施

わかやま法務少年支援センターにて、薬物乱用者やその家族に対する相談を受け付け、助言や他機関等の情報提供を行う。

(和歌山少年鑑別所)

●立ち直り支援活動の推進

個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動を推進し、再犯防止を図るとともに、規範意識の醸成を図る。

(和歌山県警察本部生活安全部少年課)

●相談活動の実施

少年による再乱用防止のため個々に応じた支援活動を実施する。

また、薬物問題を抱える当事者及び家族に向け、民間支援団体等の支援について周知を行う。

(和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

●こころの健康相談（精神保健）等窓口の活用

県精神保健福祉センター及び保健所において、薬物依存症に悩む方の相談対応を行うとともに、こころの健康相談の窓口を周知する。

(和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課)

●薬物依存症者やその家族等を対象とした回復の支援

薬物依存症者やその家族を対象に、認知行動療法に基づいた回復プログラムを実施する。また、個別プログラム終了後はグループセッションに移行できるようにするなど、継続的な支援を行うことができるよう体制を整備する。

(和歌山県精神保健福祉センター)

●薬物相談窓口の周知

県薬務課内及び県立保健所（支所）において設置している薬物相談窓口について、県が作成する啓発資材等を活用して周知を図る。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

●相談機能の充実と民間団体との連携

相談員、支援者及び自助グループ等の連携につながる依存症に関する研修会等を開催する。

(和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課)

●薬物事犯対象者の家族への講習会の実施

県精神保健福祉センター、田辺保健所等の協力を得ながら、保護観察所及び田辺保健所にて引受人会を開催する。

(和歌山保護観察所)

●カウンセリング技法及び心理診断技法に係る研修機会の実施

職員研修の中で、面接技法の研修を行い、より効果的な面接が実施できるよう職員の資質向上を図る。

(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)

●薬物依存に関する研修の実施

薬物乱用・依存症者の支援者や教育関係者を対象に研修を実施する。

(和歌山県精神保健福祉センター)

●依存症問題連携協力会議の開催

多様化する依存症に対して、依存症に至る原因の分析及び対策の検討を総合的に行う依存症問題連携協力会議を開催する。

(和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課)

●薬物再乱用対策会議の開催

再乱用防止対策について情報交換・連携を図るため、関係機関及び回復支援施設等の民間団体で構成される会議を定期的を開催する。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

●再乱用防止対策に係る関係機関・団体の連携強化等

薬物乱用者の薬物の再乱用を防止するため、それぞれの関係機関・団体が互いの取組を把握し、機能的な役割分担を行い、地域の特性に適した連携体制の構築に向け検討を実施する。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

(4) 薬物依存症に関する正しい理解の普及

●当所在所者に対する薬物乱用防止に係る啓発の実施

当所の在所者に対し、月1回程度、薬物乱用防止に係る啓発VTRを視聴させる。

(和歌山少年鑑別所)

●県児童相談所における相談の実施

指導の中で、喫煙等の行為が確認された児童生徒に対しては、喫煙、薬物乱用等の害について資料等を用いて説明し、指導事項の中で、喫煙、薬物乱用等に対しての指導を行う。

(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)

数値目標

(和歌山少年鑑別所)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
薬物乱用防止に係る啓発VTRの視聴回数	月 1 回程度 (令和 5 年度)	月 1 回程度	主たる非行が薬物以外であっても、身近に薬物がある環境にいる在所者は多く、働き掛けや啓発は必要である

(和歌山保護観察所)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
引受人会の開催回数	2 回 (令和 5 年度)	2 回	参加人員の見込みを元に設定

(和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
職員の資質向上を目的とした研修会の開催及び参加回数	2 回 (令和 5 年度)	2 回以上	より専門知識を有した面接を実施するため

(和歌山県福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
薬物依存症に係る依存症専門医療機関の選定	なし (令和 5 年度)	1 か所	県内 1 か所の選定
依存症に関する研修会等の開催	2 回 (令和 5 年度)	2 回	精神保健福祉センターにて実施
依存症問題連携協力会議の開催回数	0 回 (令和 5 年度)	1 回	

(和歌山県精神保健福祉センター)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
薬物乱用・依存症者の支援者を対象にした研修の実施回数	2回 (令和 5 年度)	2回以上	紀北・紀南でそれぞれ1回ずつの開催を目標とする

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
薬物再乱用対策会議の開催回数	2回/0回 (令和 4 年度/令和 5 年度)	1回	定期的な情報共有の機会を確保するため



### 【目標3】：薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

#### 課 題

- 本県の薬物事犯全体の検挙人員は、令和4年では174人で、高い水準でほぼ横ばいである。
- 覚醒剤事犯の検挙人員は、令和4年では81人と、平成30年の147人から減少しているものの、本県の薬物事犯の全体の7割以上を占めており、依然として薬物事犯の中で最も多くの割合を占めている。
- 大麻事犯の検挙人員は、令和4年では80人と、平成30年の36人から大きく増加している。
- 危険ドラッグ対策については、条例に基づき、本県独自の知事監視製品制度などで規制を行っており、令和6年3月末現在 3049製品を知事監視製品として指定している。その結果、本県を含め全国の危険ドラッグ事犯は減少していたが、令和4年は令和3年と比較して全国の検挙人員数が2倍以上に増加したことから、引き続き規制を行う必要がある。
- 本県の現状等を踏まえ、薬物乱用の傾向を分析し徹底した取締りが必要である。
- 薬物密売組織などを対象とした薬物の取締りでは、関係機関での情報交換や連携が必要不可欠である。
- 全国で向精神薬等の不正流通が確認されており、医療機関等への立入検査を行い、監視・取締りを徹底する必要がある。

以上を踏まえ、以下の取組を講ずることとする。

#### 【取組項目】

- (1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携
- (2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策
- (3) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応
- (4) 薬物乱用者に対する取締りの徹底
- (5) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等
- (6) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

## 取組

### (1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携

#### ●関係機関による情報交換

関係機関による会議を通じ情報交換を促進して連携を強化する。

(大阪税関和歌山税関支署、大阪入国管理局和歌山出張所、和歌山海上保安部、田辺海上保安部、和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

#### ●関係機関による「薬物取締強化期間」の実施

「薬物取締強化期間」を設定し、関係機関との連携した取締りを実施する。

(大阪税関和歌山税関支署、和歌山海上保安部、田辺海上保安部)

#### ●関係機関による連携した共同摘発の推進

関係機関が緊密に協力、連携し、対象事案に応じた効果的な摘発を推進する。

(大阪税関和歌山税関支署、和歌山海上保安部、田辺海上保安部、和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

#### ●捜査の高度化

通信傍受、CCD 捜査※等の各種捜査手法のより効果的な活用を図るとともに、新たな捜査手法について研究する。

また、取締り等のための装備資機材の効果的な活用を行い、関係機関との高度な連携を実施する。

(和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

※CCD 捜査とは、クリーン・コントロールド・デリバリー捜査の略。規制物質を規制されない別の物質にすり替えた上で、泳がせ捜査を行うこと。

### (2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策

#### ●薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底

末端乱用者からの突き上げ捜査の徹底、関係機関との合同捜査・共同捜査の推進により、密売組織の壊滅に努める。

(和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

### (3) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

#### ●潜在・巧妙化する密売事犯への対応

IHC 情報※やサイバーパトロール等により、薬物密売に関する情報を収集する。インターネット等を利用した薬物密売手口の解析・分析を強化する。

(和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

※IHC 情報とは、インターネット・ホットラインセンターから提供のあった情報。ホットラインセンターでは、インターネット利用者から受け付けた情報の中でも、特に刑罰法規に違反する疑いがあると判断した場合は警察等に情報提供することとなっている。

#### (4) 薬物乱用者に対する取締りの徹底

##### ●末端乱用者の取締りの徹底

薬物乱用の傾向を分析し、末端乱用者に対する取締りを徹底する。

また、近年、増加傾向にある大麻事犯を重点的に取り締まる。

(和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

##### ●薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進

船舶の立入検査、海事関係者への違法薬物情報の収集等を行い、末端乱用者に対する取締りを徹底する。

(和歌山海上保安部、田辺海上保安部)

#### (5) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等

##### ●知事監視製品等販売業者に対する監視指導・取締り

現在、県内には販売業者は無いものの、今後も引き続き県薬務課と連携し、監視体制を徹底し、取締りを実施する。

(和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

##### ●危険ドラッグ等の取締り

知事指定薬物及び知事監視製品の指定並びに監視指導を実施する。

また、関係機関との連携を行い、販売・乱用実態の把握に努め、購入者等に対し、指導・警告を行う。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

#### (6) 麻薬、向精神薬をはじめとした医薬品全般に対する監督強化

##### ●医薬品等を悪用した事案発生防止のための監視・取締り

麻薬や向精神薬をはじめとした医薬品全般の適正管理及び適正使用のため、医療機関、薬局、取扱業者への立入検査、監視を実施するとともに、不正流通等を確認した際に、関係機関・団体と連携の上、積極的に取締りを実施する。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

##### ●医療用麻薬の適正使用推進

医療用麻薬、向精神薬の適正管理及び適正使用のため、医療機関等の職員に対して講習会を実施する。

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

数値目標

(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

項目	現状	目標 (令和 10 年度)	設定の考え方
医療用麻薬等の適正使用推進に関する講習会の実施回数	9回 (令和 5 年度)	9回	薬務課、各保健所において年1回以上の講習会を実施

## 【目標4】：水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

### 課題

- 覚醒剤を始め、我が国で乱用される薬物には外国から密輸入されたものも多くあると考えられることから、引き続き、水際対策の徹底を図る必要がある。
- 和歌山県は長い海岸線を有することから、関係機関による巡回等のほか、漁業関係者など民間人・民間会社などからも広く情報収集を行い、取締りを進めていくことが有効である。
- 薬物密輸の取締りにあっては、関係機関の連携が必要不可欠であり、引き続き、情報交換、連携を図っていく。

以上を踏まえ、以下の取組を講ずることとする。

### 【取組項目】

- (1) 密輸等に関する情報収集
- (2) 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築
- (3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

### 取組

#### (1) 密輸等に関する情報収集

##### ●関係機関による情報交換

関係機関による会議を通じ情報交換を促進して連携を強化する。

(大阪税関和歌山税関支署、大阪入国管理局和歌山出張所、和歌山海上保安部、田辺海上保安部、和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

##### ●漁業関係者等との緊密な連携

下津出張所及び新宮出張所と協力しながら県内漁業組合事務所(主に税関協力員委嘱先など)及び漁港を巡回する計画を立て情報収集活動を展開する。

(大阪税関和歌山税関支署)

##### ●海事、漁業関係者等との連携

海事、漁業関係者及び海上保安協力員等との連携を通じて、密輸関連情報を含む不審事象に係る情報の早期獲得に努める。

(和歌山海上保安部、田辺海上保安部)

●漁業関係者等との連携

密輸等の情報収集を図るため、水際協力員、漁業関係者、海事関係者、船舶代理店等関係業界との連携し、密輸関連情報についての通報体制の確立に努める。

(和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

(2) 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築

●海上、港湾等における監視・取締り等の実施

海上、港湾等における監視、取締りを実施するとともに、不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努める。

(和歌山海上保安部、田辺海上保安部)

(3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

●関係機関による「薬物取締強化期間」の実施

「薬物取締強化期間」を設定し、関係機関との連携した取締りを行う。

(大阪税関和歌山税関支署、和歌山海上保安部、田辺海上保安部)

●関係機関による連携した共同摘発の推進

関係機関が緊密に協力、連携し、対象事案に応じた効果的な摘発を推進する。

(大阪税関和歌山税関支署、和歌山海上保安部、田辺海上保安部、和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課)

●合同船内検査の実施

外国往来船などに対する合同船内検査、張り込み、調査等の一層の連携を図る。

(大阪税関和歌山税関支署、和歌山海上保安部、田辺海上保安部)

# 和歌山県薬物乱用対策推進本部 組織図

[令和6年4月現在]

区分	役 職 名	
本部長 (1)	和歌山県知事	
副本部長 (2)	和歌山県副知事	和歌山県警察本部長
	(順不同)	
本部長 (25)	和歌山家庭裁判所判事	一般社団法人和歌山県医師会長
	和歌山地方検察庁検事	公益社団法人和歌山県病院協会会長
	和歌山刑務所長	一般社団法人和歌山県歯科医師会長
	和歌山少年鑑別所長	一般社団法人和歌山県薬剤師会長
	和歌山保護観察所長	和歌山県警察本部生活安全部長
	和歌山労働局長	和歌山県警察本部刑事部長
	大阪入国管理局和歌山出張所長	和歌山県教育委員会教育長
	大阪税関和歌山税関支署長	和歌山県知事室長
	和歌山海上保安部長	和歌山県企画部長
	田辺海上保安部長	和歌山県環境生活部長
	近畿運輸局和歌山運輸支局長	和歌山県共生社会推進部長
	和歌山県市長会長	和歌山県福祉保健部長
	和歌山県町村会長	
(順不同)		
幹事 (33)	和歌山家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	一般社団法人和歌山県薬剤師会事務局長
	和歌山地方検察庁刑事管理担当統括捜査官	和歌山県警察本部生活安全部少年課長
	和歌山刑務所上席統括矯正処遇官(教育担当)	和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長
	和歌山少年鑑別所統括専門官	和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課長
	和歌山保護観察所統括保護観察官	和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課長
	和歌山労働局雇用環境・均等室長	和歌山県教育庁学校教育局義務教育課長
	大阪入国管理局和歌山出張所入国審査官	和歌山県教育庁学校教育局教育支援課長
	大阪税関和歌山税関支署統括監視官	和歌山県知事室広報課長
	和歌山海上保安部警備救難課長	和歌山県企画部企画政策局文化学術課長
	田辺海上保安部警備救難課長	和歌山県環境生活部生活局生活衛生課長
	近畿運輸局和歌山運輸支局輸送監査部門首席運輸企画専門官	和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課長
	近畿運輸局和歌山運輸支局検査・整備保安部門首席陸運技術専門官	和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課長
	和歌山県市長会事務局長	和歌山県福祉保健部福祉政策局こころの健康推進課長
	和歌山県町村会事務局長	和歌山県福祉保健部健康局医務課長
	一般社団法人和歌山県医師会事務局長	和歌山県精神保健福祉センター所長
	公益社団法人和歌山県病院協会事務局長	和歌山県福祉保健部健康局薬務課長
	一般社団法人和歌山県歯科医師会事務局長	
(順不同)		

和歌山県薬物乱用対策推進本部事務局(和歌山県福祉保健部健康局薬務課)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 薬務課内

TEL:073-441-2663 FAX:073-433-7118